

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 渡 辺 悟

記

1 監査の種類 定例監査

- 2 監査実施日 平成27年11月17日 総務部
平成27年11月24日 行政委員会事務局、議会事務局
平成27年12月21日 教育委員会事務局
平成27年12月24日 会計課、農業委員会事務局
平成28年1月22日 都市建設部
平成28年2月10日 福祉部
平成28年2月24日 上下水道部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
総務部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
行政委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
議会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが次のとおり指摘事項が見受けられた。 (文化課) ・市立美術館等事務監理業務委託において、業務委託の決裁文書と契約書に添付されている業務委託仕様書が一部相違していた。
会計課	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
農業委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
都市建設部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
福祉部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
上下水道部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

教育委員会事務局の市立美術館等事務監理業務委託について、現在の事務監理業務は業務委託契約になじまないと思われる。根本的な見直しを図られたい。